



J I S 改正に伴うレディーミクストコンクリートの取扱いについて（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成11年 9 月17日

管 第 368 号
平成11年 9 月17日

部 内 各 課（室） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

J I S 改正に伴うレディーミクストコンクリートの取扱いについて（通知）

J I S 改正に伴い、平成11年10月 1 日以降は、レディーミクストコンクリートの呼び強度 1 6 が廃止されます。
ついては、レディーミクストコンクリートについては、今後は、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴所属職員に周知してください。

記

- 1 呼び強度16のレディーミクストコンクリートを使用する構造物等について
 - (1) 平成11年 9 月30日までに起工決裁する工事
呼び強度16のレディーミクストコンクリートを使用する。
 - (2) 平成11年10月 1 日以降に起工決裁する工事
呼び強度18のレディーミクストコンクリートを使用する。
 - (3) なお、構造物の施工実態等により、上記 (1)、(2) を適用しがたい場合は管理課と協議するものとする。
- 2 レディーミクストコンクリートの水セメント比について
鳥取県土木工事共通仕様書及びコンクリート標準示方書に従い、水セメント比は原則として 65パーセント以下とする。（平成11年10月 1 日以降に起工決裁する工事）